

公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例をここに交付する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第百一号

公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例

公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、適正な見積価額が七千万円以上の不動産（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。